

泊発電所 3 号炉 まとめ資料及び比較表の改善について

泊発電所 3 号炉の原子炉設置変更許可申請に係る以下の資料を 10 月 1 日に提出した。

- 審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）
- 比較表（泊 3 号炉のまとめ資料と審査実績を参照する先行審査プラントのまとめ資料を比較した表）

本紙は、審査資料としての質の向上の観点から、10 月 1 日提出済のまとめ資料及び比較表（以降、「提出済資料」という。）の改善内容を提示する。

【1. 提出済資料の比較方針】

まとめ資料を構成する資料（添付資料など）の比較は、以下の 2 種類を実施した。

- ✓ 比較表による比較
資料構成が同一であり、比較表形式で項目単位での比較を精度良く行えるものを対象として実施
- ✓ まとめ資料に記載の基準適合に係る内容の比較
プラント型式やサイト固有の条件に基づく評価、試験の内容、操作手順など、プラントユニークな文章構成や記載表現のため比較表形式による文言単位の比較が困難と判断したものなどについては、個別に資料記載の基準適合に係る内容の比較を実施した上で、必要と判断した内容は反映

【2. 提出済資料の比較】

泊 3 号炉と女川 2 号炉の比較表の相違は、以下の通り。

- ✓ 比較表の物量（ページ数）は、泊 3 号炉が約 8,700 ページに対し、女川 2 号炉は約 18,400 ページであり、約 9,700 ページの差が生じている。

【3. 比較表の作成範囲と資料構成の確認】

相違を踏まえてまとめ資料及び比較表の質の向上を目的とした改善事項を検討するにあたり、リファレンスプラントが先行審査の内容を取り込むために比較表を作成した範囲を参照し、比較表の作成範囲を整理した。

続いて、まとめ資料及び比較表の作成状況（資料構成）を条文・審査項目毎に確認し、前述の整理結果も踏まえ、改善を検討した。

なお、選定したリファレンスプラントの妥当性については、別途説明する。

【4. まとめ資料及び比較表の質の向上を目的とした改善事項について】

（1）資料構成の改善

提出済資料は、まとめ資料内に添付された資料に対して比較表を作成していない場合に、その旨と理由を明示していなかったことから比較表が歯抜けに見えることになり、まとめ資料と比較表の関係に不整合がある状態であった。

以上より、まとめ資料及び比較表が、一対一となった体系的な資料の状態とするために以下の改善を行う。

- a. **【対象：比較表を作成しない資料】** 比較表の作成が不要であると判断した資料については、以下の内容を記載した中表紙を作成し、比較表内の当該資料の該当箇所に綴じ込む。
 - 比較表の作成（文言単位での比較）が不要と判断した理由
 - ✓ 規程・要領類などの発電所毎に固有の内容を掲載した資料
 - ✓ 本文に記載した方針等に基づく、試験・評価結果や現場確認結果をまとめたもの など
 - ✓ （比較表を作成しないが）基準適合に係る内容の比較を行った結果：反映した内容の有無とその理由
- b. **【対象：比較表】** 比較表の中で比較を一部省略する場合は、その理由を記載する。
 - プラントユニークな図表
 - 炉型固有の事故シーケンス等のプラント固有に係る内容
 - 発電所固有の設備に係る内容 など
- c. **【対象：まとめ資料】** 提出済資料の比較表において、他条文に相当する資料が存在すると差異を説明したものについては、条文単位で基準適合性に係る説明が完結するように、まとめ資料の各条文で個別に資料を作成し、添付する。
 - SA 条文まとめ資料の補足説明資料で読み込んでいる 43 条（SA 設備）の資料
 - 12 条（安全施設）や 35 条（通信連絡設備）で読み込んでいる 26 条（原子炉制御室）の資料 など

（2）資料を充実するための改善

最新（先行）審査実績に鑑み、資料を充実するために、以下の改善を行う。

- a. **【対象：比較表】** 条文・審査項目毎に、提出済資料では資料単位（個別の資料毎）で比較表の作成要否を判断していたが、以下の通り記載内容を踏まえ、資料全体では差異が多くとも詳細な単位での判断に基づき、比較表の作成を行う。
 - 基準適合を確認するために必要な基本方針、評価方針、評価内容や各対策の有効性に係る記載の部分があれば、比較を行う。
 - 設備毎に基準適合性を説明する資料などは、異なる設備間で文言単位の比較は難しいが、基準適合のために考慮すべき項目の充足性を確認するための目次の比較などを行う。
- b. **【対象：まとめ資料】** まとめ資料の作成状況（資料構成）の確認の結果、これまで未作成の資料で基準適合性の網羅的な説明に必要と判断したものは、新たに作成する。
 - SA 条文まとめ資料の添付資料（43 条に規定されている SA 共通要求である環境条件、操作性、試験及び検査などに対する適合性に係る詳細が記載されている。） など

以上の改善事項について、適用対象をまとめると、以下の通り。

改善事項	項目	まとめ資料	基準適合に係る内容の比較範囲	
			比較表の作成範囲 (比較表)	比較表を 作成しない資料
(1)	a.			○
	b.		○	
	c.	○		
(2)	a.		○	
	b.	○		

以上